

福津市学校給食調理等業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり参加希望者を募集します。

令和8年8月12日

福津市長 福井 崇郎

1 契約担当部署

〒811-3293 福津市中央1丁目1番1号 福津市役所 別館2階

福津市教育部学校教育課保健給食係

電 話 0940-62-5090

FAX 0940-43-9004

E-mail gakko@city.fukutsu.lg.jp

2 業務の概要

- | | |
|---------|---|
| (1)業務名 | 福津市学校給食調理等業務（区分1）
福津市学校給食調理等業務（区分2）
福津市学校給食調理等業務（区分3）
福津市学校給食調理等業務（区分4） |
| (2)業務内容 | 福津市学校給食調理等業務仕様書（区分1）
福津市学校給食調理等業務仕様書（区分2）
福津市学校給食調理等業務仕様書（区分3）
福津市学校給食調理等業務仕様書（区分4）のとお |
| (3)履行期間 | 区分1～区分3：令和9年8月1日から令和12年7月31日まで
区分4：令和9年4月1日から令和12年7月31日まで |

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、参加表明書提出日において、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 令和6・7年度福津市一般（指名）競争入札参加資格審査登録名簿に登録されており、かつ福岡県内に本店、支店、又は営業所等を有していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4（昭和22年政令第16号）の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募の日から契約締結日までの期間に、福津市指名停止等措置要綱に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが

なされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

(5) 暴力団排除条項第1項各号に該当しないこと。

(6) 令和5年度以降、福岡県内又は福岡県に隣接している県において、小学校又は中学校を対象とした1施設あたり1日1,000食以上の学校給食の受託実績を3年以上有していること。

(7) 信用状況

過去3年以内に学校給食において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業の禁止若しくは停止の処分を受けていないこと。

4 実施要領等の交付期間及び方法

福津市学校給食調理等業務に係る公募型プロポーザル実施要綱及び様式等（以下「実施要領等」という。）の交付は、次のとおりとする。

(1) 交付期間

令和8年8月12日（水）から令和8年10月19日（月）まで

(2) 交付方法

実施要領等は、福津市ホームページからのダウンロードにより交付する。

5 参加手続等

(1) 参加表明書の提出

参加希望者は、実施要領等で示す書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年9月7日（月） 午後4時

イ 提出場所 1に同じ

ウ 提出方法 持参によること

(2) 参加資格の確認等

3に定める参加資格要件に該当することの確認を行い、確認結果を通知する。

また、参加資格要件を有する者には、併せて企画提案書の提出を要請する。

(3) 企画提案書の提出

(2)で企画提案書の提出を依頼された者は、次のとおり企画提案書を提出しなければならない。

ア 提出期限 令和8年10月19日（月） 午後4時

イ 提出場所 1に同じ

ウ 提出方法 持参によること

6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、判明した時点でその者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

7 受注候補者の特定

福津市学校給食調理等業務プロポーザル審査会設置要領に基づき設置する審査会において、実施要領等で定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務の受注候補者として特定する。

8 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

7において特定された者と協議を行い、内容について合意の上、当該業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し随意契約の方法により契約を締結する。ただし、履行保証人を設定すること。

(2) 契約保証金

福津市財務規則第139条第1項8号の規定に基づき免除する。

(3) 次順位者との交渉

本市は、受注候補者と業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合には、審査会において特定した次順位者のうち、順位が上位であった者から当該業務委託について交渉を行う。

(4) 製造物責任法（平成6年法律第86号）に基づく損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入すること。

(5) 食品衛生法に規定する営業許可を受けること。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 支払い条件

毎月後払いとする。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
- (3) 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (6) 詳細は実施要領等による。